

韓国伝統医学 —韓医学の世界—

横浜薬科大学 漢方薬学科(神奈川県) 金成俊(キム・ソンジュン)

●はじめに

韓国における西洋医療としての教育や臨床面では、日本の医療と大きな違いはありません。韓国医療の特徴を挙げるとするならば、伝統医学が医療や教育制度として認められており、国民医療に大きく貢献している点です。韓国の伝統医学は「韓医学(ハニハク: Korean Medicine)」と呼ばれています。韓国の伝統医学である韓医学の歴史的背景、教育制度、伝統医学の利用実態、医療制度について紹介します。

●韓医学の萌芽

歴史的背景ですが、高句麗、新羅、百済の三国時代(313~676年)に、新羅の医師であった金武(コンム)や高句麗の医師であった徳来(トクライ)が百済を経て来日したとの記録があることから、この当時すでに医療の基盤が整えられていたことがうかがえます。独自の医学体系として発展したのは、朝鮮時代(1392~1910年)になります。特に許浚(ホ・ジュン)により1610年に編纂された『東医宝鑑』は、韓医学史上最高の医書として中国や日本にも伝播され、今日においても韓医学の聖書とされています。本書は2009年にユネスコ世界記録遺産に登録されました。また1894年に李濟馬(イ・ジェマ)により提唱された四象医学は、患者の体質を①太陽人、②少陽人、③太陰人、④少陰人の四象に分類しており、体質医学として韓医学の独自性を示すうえで重要な位置付けになっています。



許浚(ホ・ジュン)

●教育システムと実態

教育制度では、現在11大学に6年制の韓医学部が設けられおり、さらに国立大学としては初めて、釜山大学校韓医学専門大学院が2008年3月に開校しました。また、2002年には第1回韓医師専門医の試験が実施され、西洋医学と同じく伝統医

学の分野においても専門性を活かし、韓医学の発展に努めています。

伝統医学の利用実態ですが、『2008年度 韓方医療利用実態調査』として報告されています。この報告によると、韓方治療経験のある患者が国民の90%近い数字で示されており、ほぼすべての国民が過去に韓方治療を経験しています。治療方法は韓薬、鍼灸治療ともに90%以上であったことから、韓国では韓薬の服用と鍼灸施術を同時に行うことが一般的な治療方法になっています。

●医療制度と韓医学の期待

医療制度ですが、1951年に「国民医療法」が制定され、医療において「漢医師」が明文化され、東洋医学と西洋医学による医療の二元化が制度化されました。医療法第2条2項に、「漢医師は漢方医療と漢方保健指導に従事することを義務とする」と記されています。また1977年に西洋医学の国民医療保険が実施され、その10年後の1987年12月には韓医学の医療保険も実施されました。一方1986年4月の医療法改正により、韓国伝統医学の独自性を示すため、「漢医学」が「韓医学」に名称が変更され、この改正以降韓国の伝統医学は「韓医学」と呼ばれるようになりました。

日本では医師の資格があれば漢方、西洋に関係なく、鍼も含めて何でもできますが、韓国では医師(洋医師)は西洋医学に関するすべての診療や治療は可能ですが、東洋医学に関連する韓薬や鍼灸は治療として用いることができません。一方、韓医師は西洋医学に関連する注射や薬は扱えませんが、東洋医学に関連する診断や治療、韓薬や鍼灸による治療が可能です。これまで両医学の交流はあまり活発ではありませんでしたが、最近韓方医と洋医師の協力による診療(協診)が制度化され、漢方と西洋の専門医が患者治療に貢献しています。協診体制により韓国の伝統医学は益々発展することが期待されています。